

## 中井町緊急通報装置貸与事業運営要綱

### (目的)

第1条 町内在住の高齢者及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者
- (2) ひとり暮らしの重度障害者
- (3) その他町長が必要と認める者

### (申請の手続き)

第3条 貸与を受けようとする者は、その者の居住する地域を担当する民生委員（以下「担当民生委員」という。）の意見を付して緊急通報装置貸与申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

### (貸与の決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、緊急通報装置貸与決定（却下）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項において貸与が決定された場合、町はすみやかに緊急通報装置を設置し、本事業の協力機関及び担当民生委員に設置した旨を通知するものとする。

### (緊急通報装置の返還)

第5条 緊急通報装置の貸与を受けたものが、第2条の規定に該当しなくなった場合又は、緊急通報装置を必要としない事情が生じた場合は、緊急通報装置撤去届（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項に定める届出がされた場合、町はすみやかに緊急通報装置を撤去し、本事業の協力機関及び担当民生委員に撤去した旨を通知するものとする。

3 緊急通報装置の貸与を受けるものが負担すべき通話料を正当な理由なく支払わないときは、緊急通報装置を返還させるものとする。

### (費用負担)

第6条 緊急通報装置のリース料並びに保守点検費用は、町の負担とする。ただし、緊急通報装置の設置及び撤去に要する費用並びに貸与期間中の通話料及びオプション費用は、貸与を受ける者の負担とする。

### (貸与を受けた者の義務)

第7条 緊急通報装置の貸与を受けた者は、これを不正に使用し、又は貸付若しくは

担保に供してはならない。

- 2 緊急通報装置の貸与を受けた者の過失により、緊急通報装置が破損した場合の修繕費及び紛失した場合の弁済は、貸与を受けた者の負担とする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中井町緊急通報装置貸与事業運営要綱の規定によりなされた処分、手続、その他行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。